代理店業務品質評価に関する第三者検討会での議論についての意見

<意見提出方法>

- Address: ag-quality@sonpo.or.jp
- 氏 名(法人その他の団体にあっては名称)
- 属 性(代理店・保険会社・その他のいずれか)
- 連絡先(都道府県名、電話番号、電子メールアドレス)
- 意 見

※セキュリティ上、添付ファイルや URL へのリンクにより提出された意見は受付されない。意見はメール本文に記載すること。

<大阪代協としての意見提出内容>

- 氏 名 一般社団法人大阪損害保険代理業協会
- 属 性 損害保険代理業協会
- 連絡先 大阪府、TEL: 06-6341-6085、メールアドレス: iiaosaka@osakadaikyo.or.jp
- 意 見 下記①~④の意見を提出させていただきます。

① 代理店業務品質のお客様への開示について

「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書には、「健全な保険業界の発展のためには、一般消費者が、保険代理店の業務品質実態を確認できるような仕組みが望ましい」、と提言されています。

今般、代理店業務品質評価指針をお取り纏めいただきましたが、この点はどのように実現されるのでしょうか。業務品質とは本来お客様のためのものであり、お客様が代理店を選択する際の判断基準になるべきではないでしょうか。

また、保険会社が行う評価に対してオープンな視点が入らないと、これまで同様、保険会社 にとって都合の良い評価が行われてしまうのではないかと懸念いたします。

② 比較推奨販売に関する評価指標について

P,10 Ⅱ-2-1-3-3-2 比較推奨販売 評価指標

(3)募集人は、自店独自の方針(代理店・募集人側の理由・基準を含む)により特定の商品を提案する場合、その基準や理由等を丁寧に説明している。と記載されています。

この指標は、比較推奨販売において、自店独自の方針による保険会社、商品の絞り込みが可能、であるという考え方が前提になっています。

今後、保険業法施行規則 227 条の 2 第 3 項 4 号(ハ)が削除される方向性と伺っています

が、同(ハ)が削除された場合は、この評価指標も改定されるのでしょうか。

③ 内部監査のあり方について

- P,23 Ⅱ-2-4-1-3-2 自己点検・内部監査 評価指標
- (5)営業部門から独立した内部監査を職務とする担当部署 (内部監査室等)・担当者を設置している。と記載されています。

今般の代理店業務品質評価指針は、「最低限必要な業務品質が確保されているかどうかを確認・検証する」ことが目的と理解しています。

しかしながら、上記評価指針に記載されている、「営業部門から独立した内部監査室等」に ついては、中小規模の代理店を含めた全ての代理店に最低限求められる業務品質とは、現実 的になじまないと考えられます。

この点は中小規模の代理店としてはどのように考えるべきでしょうか。

一方、別紙2(代理店業務品質評価基準一覧)によれば、「内部監査部門の設置等」は「高度化要素」の欄に記載されています。

このように、「最低限必要な業務品質」と位置付けられている評価指針に、「高度化要素」を 混在させて記載するのは、混乱を招くため別記載が望ましいと考えます。

今般の指針が、代理店業務品質の全てにおける大原則となるのであれば、できる限りシンプルで分かり易い指針となるようお願いを申し上げます。

④ 内部監査状況を確認する第三者について

P,23 II-2-4-1-3-2 自己点検・内部監査 評価指標

(7)内部監査担当者・部署の機能性発揮状況について、第三者(親会社、顧問弁護士は除く) による確認を行っている。と記載されています。

ここに記載されている「第三者」とは具体的にどういう立場の人を指しているのか、例示い ただければありがたく存じます。